

# 提案校名は「槻川小学校」

## 新小学校の校名を提案

2月10日、臨時教育委員会（大久根宏委員長）が開かれ、統合準備を進めている新しい小学校の名称を「槻川小学校」として提案することを決めました。

校名については、小学校統合検討委員会（吉田英夫委員長）が広報を通じて村民から候補の募集をし、58件、36種類の校名の提案がありました。

そこで、小学校統合検討委員会では1月26日に協議した結果、候補として「槻川」「つぎの木」「東秩父」「和紙の里」の4件を決め、村と教育委員会へ通知したところです。これを受けて、村教育委員会では2月10日に会議を開き、候補に挙げた名称の一つ一つについて、歴史性や地域性、文化性等を検討した結果、「槻川小学校」を村に対して提案することにしたものです。

理由は村の中央を流れる川であり、多くの村民が親しんでいること、両小学校の歴史の中で、それぞれ一時この名称を使っていたこと、これらのことからアンケートの中でも多くの方が提案していたということによるものです。

検討に当たっては、それぞれの案の漢字表記、平仮名表記なども議論しましたが、「槻」という文

字には、本村の場合、慣れ親しむ、具体的に川を指す表記であることもあって、漢字表記が選ばれました。応募の中には、小学生からの提案もあり、幅広い参加を得て候補が決まったことに、関係者一同ご協力を感謝しているところであります。正式には3月の村議会に、村が平成25年4月1日をもって東西小学校を廃止し、新たに新校（槻川小学校）を設置する条例改正案を提出し、議決を行う必要がありますが、村民の関心の高い事項ですので、村議会の許可をいただき、事前に広報に掲載させていただきました。この広報の時点では案のお知らせということでご理解ください。

校名の意味合いとしては、応募者からの提案をもとに文言を整理し、次のようにいたしました。

### 《新校名に込められた思い(案)》

東秩父に源を発する槻川は、私たちの住む地域を貫流し、学校の前を流れ、関東平野をうるおし、多くの人々の生活を支え、海へと注ぐ姿から、子どもたちの奉仕の精神の醸成と心身の成長、世界へと羽ばたく姿を願って学校名を「槻川小学校」とする。

東秩父村教育委員会

## 町南団地分譲の募集を行います

分譲区画 土地面積 283.63㎡（約85.8坪） 分譲価格 8,123,000円

### 申込資格

- 1 自ら居住するための住宅を必要とする者で、同居の親族（婚約者を含む）があること。
- 2 自己および配偶者が宅地を所有していない者
- 3 東秩父村に永住しようとする者。ただし、村外居住者は50歳以下（昭和38年4月1日以降に生まれた方）の者
- 4 東秩父村に事務所等を有する法人（平成24年4月1日現在）で、社員住宅を建設するために宅地を必要としている法人
- 5 分譲代金の支払いができる者で、当該宅地に契約の日から3年以内に住宅を建設し、住所移転できる者

### 申込方法

所定の申込書に記入のうえ、下記により提出してください。募集案内は4月2日より産業建設課で配布いたします。

#### 1 申込期間および申込場所

- 4月12日（木）および13日（金）の2日間 午前9時～午後3時 ●場所 産業建設課（郵送不可）

#### 2 申込に必要な書類等

- ・分譲申込書（募集案内末尾にあります。） ・印鑑 ・世帯全員の住民票の写し（3ヶ月以内に交付されたもの）
- ・資金調達証明書等（融資証明書、預金残高証明書等） ・所得証明書（過去3ヶ年分）
- ・納税証明書（過去3ヶ年分） ・婚約中の方は申込書中の婚約証明書欄に仲人の証明を受けてください。

#### 3 申込み時の注意

- ・申込者が登記名義人となります。（共有希望の場合は主たる申込者を申込欄に記入し、共有者氏名欄に共有者を記入）
- ・申込書に事実と相違する記載があるときは無効となります。 ・提出された書類は返却いたしません。

### 代金の支払方法

村発行の納入通知書により指定金融機関に納入してください。期限までに納入しない方は譲り受けの資格を失います。

- 第1回支払金額 200万円 ●支払期限 平成24年5月11日（金）まで ●残金 平成24年8月17日（金）まで  
●その他 所有権移転登記に伴う登録免許税 ●指定金融機関 埼玉りそな銀行 小川支店

### 契約

日 時 平成24年5月18日（金）午前9時～午後3時 場 所 産業建設課

- 契約に持参していただくもの

①印鑑 ②印鑑証明書 ③収入印紙 ④第1回支払代金振込証明書（領収書のコピー）⑤代理人の場合は、委任状が必要です。

### 土地の登記

- ・所有権移転登記は、建物建築後、村で行います。所有権移転登記名義人は申込者以外の方ではできません。共有希望の場合は連名申込となり、共有は3人までです。登記、契約書作成にかかる費用は譲受人負担となります。

### 住宅の建築義務

区画譲渡後、3年以内に自ら居住する住宅を建設し、入居してください。また、建築する住宅は一住宅一戸とし、規模は敷地面積の22%以上60%以下としてください。

\* 今回の申込受付を終了しても申込がない場合は随時申込を受付し、審査のうえ決定します。詳しくはお問合せください。  
問合せ 産業建設課 ☎82-1223